

審査基準及び標準処理期間

令和5年9月1日作成

法令等名	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
根拠条項	第39条
処分の概要	標章及び証明書の書換え交付
原権者（委任先）	大阪府知事・大阪府公安委員会
法令等の定め	災害対策基本法施行規則第6条の3第2項 (標章等の記載事項の変更の届出)
審査基準	
標準処理期間	5日（行政庁の休日は含まない。）※
申請先	警察署交通課交通規制係（ただし、交通規制係が未設置の警察署にあっては交通総務係又は交通係）及び地域交通課交通係・交通部高速道路交通警察隊計画係・交通部交通規制課道路使用第二係
問い合わせ先	交通部交通規制課道路使用第二係 電話06-6943-1234 内線51833
備考	※の「行政庁の休日」とは、多さk負の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項各号に掲げる府の休日をいう。